

2. 栄養教諭二種免許状

(2021年度以降入学生適用)

1. 教職課程について

教職課程は、教育職員免許法および同法施行規則にもとづいて授与される教育職員免許状を取得するための課程です。健康栄養学科では所定の単位数を修得することで栄養教諭二種免許状を取得することができます。

教育職員免許状を取得するためには、卒業に必要な単位数を修得することとは別に、この課程で定められた所定の単位を修得し、都道府県教育委員会に免許状申請をしなければなりません。本学では、卒業時に免許状が交付されるよう教務部が本人に代わり一括して申請を行っています。

2. 免許状の取得要件について

教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に規定する基礎資格と所要単位を、次の表の(1)～(4)のとおり、修得しなければなりません。

	(1)基礎資格	(2)栄養に係る教育に関する科目	(3)教育の基礎的理解に関する科目等	合 計	(4)その他の必修科目 (66条の6に定める科目)
栄養教諭 二種 免許状	短期大学の学位を有すること及び栄養士法第二条第一項の規定により栄養士の免許を受けていること。	2単位 〔別表1〕 (2単位)	12単位 〔別表1〕 (12単位)	14単位 (14単位)	「日本国憲法」2単位 「体育」2単位 「外国語コミュニケーション」2単位 「情報機器の操作」2単位 〔別表2〕合計8単位

※ 括弧内の単位数は、本学で修得が必要な単位数

■ 別表1 栄養に係る教育に関する科目及び教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意
栄養に係る教育に関する科目		学校栄養教育論	2	
教育の基礎的理解に関する科目 及び生徒指導、総合的な学習の時間等の内容及び道徳、総合的な学習の時間等に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の原理と制度	1	※1を含む
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職の意義・職務内容と教育課程	2	※2を含む
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—		※1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	1	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	1	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—		※2
	道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容	教育方法論(道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法を含む)	2	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導・教育相談の理論及び方法	1	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
教育実践に関する科目	栄養教育実習	事前事後演習	1	
		栄養教育実習	1	
	教職実践演習	教職実践演習(栄養教諭)	2	
本学で必要とする修得単位数合計			14	

※ すべての科目が教職必修科目

■ 別表2 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学開設科目		
科目	単位数	授業科目	単位数	履修上の注意
日本国憲法	2	日本国憲法	2	すべての科目が教職必修
体育	2	スポーツ・健康科学Ⅰ	1	
		スポーツ・健康科学Ⅱ	1	
外国語コミュニケーション	2	英語表現Ⅰ	1	
		英語表現Ⅱ	1	
情報機器の操作	2	情報処理演習A	1	
		情報処理演習B	1	

3. 栄養教諭二種免許状 履修モデル

授業科目欄 ○：前期 ●：後期 □：通年

1年次		2年次		単位 合計	
授業科目	単位	授業科目	単位		
○教育の原理と制度	1	○教育方法論（道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の指導法を含む）	2		
○教育心理学	1	○生徒指導・教育相談の理論及び方法	1		
○スポーツ・健康科学Ⅰ	1	□事前事後演習	1		
○英語表現Ⅰ	1	○栄養教育実習	1		
○情報処理演習A	1				
○日本国憲法	2				
●教職の意義・職務内容と教育課程	2	●教職実践演習（栄養教諭）	2		
●特別支援教育	1				
●学校栄養教育論	2				
●スポーツ・健康科学Ⅱ	1				
●英語表現Ⅱ	1				
●情報処理演習B	1				
12科目	15	5科目	7		22

4. 栄養教育実習

2年次に「栄養教育実習」が義務づけられています。「栄養教育実習」を履修するためには、下記の履修条件を満たしていることが必要です。また、栄養教諭としての知識は言うまでもなく、教育現場で必要とされる幅広い能力を培っておく必要があります。

従って、この課程を修めるには、目的意識を持った強い意志が不可欠です。

5. 栄養教育実習の履修条件

「栄養教育実習」は、大学での事前・事後の指導（講義、オリエンテーション、ガイダンスなどを含む）「事前事後演習」（1単位）と実習校での実習「栄養教育実習」（1単位）から成っています。さらに、「栄養教育実習」に向けた準備として、実習先に挨拶に伺ったり、授業外で教材作成を実施したりするため、時間割に載っていない活動が多くなります。

また、「栄養教育実習」を履修するためには、次の条件を充たしていなければなりません。

- ① 実習開始までに「教職の意義・職務内容と教育課程」、「学校栄養教育論」について、所定の単位を必ず修得（履修中を含む）していること。
- ② 履修すべき所定の科目をすべて履修登録すること。
- ③ 前年度の夏季、春季休業中に「教育実習」に関する準備を行うこと。
- ④ 事前事後に行われる指導にすべて参加しておくこと。
- ⑤ 「栄養教育実習」を履修登録する際には、実習費の納入手続きを済ませていること。

実習費は、実習校等への謝礼、教材費、教育職員免許状申請手数料などに充当されます。

いったん納入された実習費は、実習を行わない場合でも返却しません。

6. 教員採用試験

学校の栄養士に採用されるためには、公立学校では地方自治体が行う教員採用試験に、私立学校の場合もその学校で行う教員採用試験に合格しなければなりません。学校の栄養教諭の採用は極めて厳しい状況にあり、教職に就くには大変困難が予想されます。

教職課程を履修する人は、これらのことを念頭に置いて、入学時から計画的に、かつ目的意識を持って真剣に学習を積み、人格形成に励むことが肝要です。

ただし、保育所、こども園の栄養士の採用は、毎年一定数の募集があります。さらに、栄養教諭免許が有利に働くことが考えられます。